

## 下水道未接続解消に向けた取組みについて

### ■経緯

湖南省の下水道事業については、昭和63年度から供用を開始し、昨年度末には普及率が97.4%となり、市街地における整備を令和4年度に完了することを目標に、整備効果の高い地域から順に整備を進めているところです。

この汚水整備に併せて行う接続率の向上は、一連の取組であり、水環境への負荷軽減を図るだけでなく、使用料の増収にも繋がることから、下水道事業の重点項目の一つとなっています。

こうしたことを背景に、市では水洗化の普及促進を図ることを目的に、昭和63年度の供用開始と同時に「水洗便所改造普及奨励金交付要綱」および「水洗便所改造等資金融資あっせん要綱」の運用を始めました。

しかし、平成12年頃からは供用開始区域の拡大と相まって、未接続による悪臭等の苦情が増えたことから、職員の個別訪問等による継続的な下水道への接続指導・啓発に加え、より一層の水洗化を進める必要性から、平成14年度には普及奨励金の額を従来の3年一律1万5千円から、1年以内の接続についてのみ5万円に引き上げました。

さらに、平成22年度には湖南省行政改革大綱に基づき、地方公営企業の健全化に向けた取り組み項目の一つとして「下水道接続指導」を設定し、より実効性のある指導・啓発を行うため、平成23年度に「下水道接続指導要綱」<sup>※1</sup>を定め、民間委託による水洗化普及促進業務として戸別訪問を継続的に実施し、併せて融資あっせん制度における利子補給についても、従来の半額補給から全額補給へ、融資期間については3年以内から5年以内とし、融資限度額を50万円から100万円にと、それぞれ拡充することにより普及促進に努めています。

### ■湖南省下水道接続指導規程<sup>※1</sup>について

#### 1) 制定の経緯

市では以前から職員による戸別訪問により、下水道への接続義務等について継続的に指導・啓発を行っていますが、供用開始後も長期にわたって下水道に接続されない住宅に対し、下水道への接続強化のため実効性のある指導・啓発を行う必要性から、平成23年度に「下水道接続指導要綱」を制定し平成28年4月からの地方公営企業法の全部適用に伴い、名称を「下水道接続指導規程」に変更しています。

## 2) 規程の概要

この規程は、下水道への接続指導をより実効性のあるものとするため、下水道法に定める接続義務を促進するよう、排水設備設置の指導に関し必要な事項を定めています。加えて、本規程による対象者は、公共下水道処理区域内のすべての未接続建物所有者としていますが、法に定める「必要な資金が調達困難な事案があると認められる場合」など、やむを得ない事情により期限内に接続工事ができない者については、期間を定めて猶予できることとしています。

また、未接続により悪臭が発生し周辺環境や放流先の公共用水域に悪影響を及ぼしている事業所や大規模な営業施設等に対しては、「特別指導」を行えるように定めています。

## ■水洗化普及促進業務の取組み状況

### ◇これまでの取組結果と今後の方向性

平成23年度から取り組んでいる水洗化普及促進は、平成30年度までで、未接続一般家庭延べ2431件と事業所延べ73件を個別訪問して啓発を進めてきました。

平成23年度から平成26年度の4年間をかけて、全地域となる未接続の調査対象者1599件を調査し、平成27年度から平成29年度は前年度までの調査結果を基に、新規対象者と接続見込みありの者及び留守・不在者の再調査を含めた計817件を対象にそれぞれ戸別訪問を実施しました。

昨年度は、未接続事業所も含めて啓発を行い、一般家庭40件と事業所48件の戸別訪問を実施しました。

一般家庭の未接続の主な理由としては、宅内排水設備工事には費用がかかることから資金的な問題と近年取りざたされている高齢世帯や家屋の老朽化に関連した空家などが挙げられます。

また、次表にある一般家庭接続見込みありの352件の内111件が接続済み、事業所接続見込みありの23件の内10件が接続済みとなっており、普及促進業務の一定効果が認められました。

◆H23～H30の調査結果（一般家庭）

接続見込みあり	352件  〔内、111件 が接続済み〕	現在発注中等	26件
		近々接続予定（改築時等）	104件
		検討中（資金調達中、相談中等）	222件
接続見込みなし	1,459件	資金的な問題	391件
		借家・所有者が別	139件
		家屋老朽化・改築予定	108件
		高齢世帯	54件
		適切に管理された浄化槽を使用	67件
		転居予定	32件
		検討していない・その他	668件
留守・空家	620件	（内、約400件再訪問済み）	
合計	2,431件		

◆H23～H30の調査結果（事業所）

接続見込みあり	23件  〔内、10件 が接続済み〕	現在発注中等	3件
		近々接続予定（改築時等）	4件
		検討中（資金調達中、相談中等）	16件
接続見込みなし	44件	資金的な問題	8件
		借家等所有者が別	5件
		家屋老朽化・改築予定	0件
		適切に管理された浄化槽を使用	13件
		移転予定	2件
		検討していない・その他	16件
留守・空家	6件		
合計	73件		

◇課題と対応

1) 事業所排水の問題

滋賀県は琵琶湖を抱えている関係で、事業所排水等の河川放流の基準（水濁法）と下水道への排出基準がほぼ同等であり、下水道へ接続した場合でも引き続き除外施設等を維持しなければならず、さらに下水道使用料も必要となることから、経費負担の面から接続に消極的な事業者が多くなっています。

⇒整備の優先順位を決める要素の一つとして、計画段階から事業者に聞き取りを実施し、より投資効果の高い地域から順に整備を進めています。

◆事業所の接続状況（従業員10人以上）

令和元年6月現在

市内事業所		206社
接続済み	未接続	未供用
136社	50社	20社

うち除外施設設置事業所		42社
接続済み	未接続	未供用
27社※	13社	2社

※内21社は事務所系のみ接続

## 2) 資金難及び高齢世帯に対する啓発

経済的な理由に加え、高齢世帯の後継者等も未定であることから接続に消極的である。

⇒融資あっせん制度の利用や下水道への接続義務を引き続き啓発していきます。

## 3) 留守世帯等への対応

複数回訪問しても留守等で出会えない未接続住宅への対応を検討していく。

⇒夜間や土日祝を含め最低3回以上の訪問を行うようにしているとともに、調査対象地域の区長・自治会長への周知と併せて、市の広報やホームページの活用による啓発も適時実施しています。

## ■令和元年度の実施予定について

今年度の普及促進予定件数については、供用開始から3年を経過した一般家庭15件と野洲川より北部の事業所を中心に（菩提寺、正福寺、岩根、団地、下田）77件（従業員10人未満の事業所含む）の合計92件を予定しています。訪問期間は、令和元年9月下旬から11月下旬を予定しており、今年度も湖南省管工事業協同組合と連携して、下水道への接続指導・啓発に努めていきます。